令和元年度　都住協講習会

「契約社会到来！？
建設事業者が知っておくべき
①改正民法対策②最新のトラブル予防」

知っていますか？
〇瑕疵→契約不適合の部分
〇従来の「瑕疵担保責任期間」
→「時効」の考え方へ統一
〇民間連合協定の約款は改定検討中

主催：東京都地域住宅生産者協議会　／　協力：東京都住宅政策本部

債権関係が改正された「改正民法」が 2020 年 4 月 1 日から施行されます。改正民法は契約重視に大きく舵を切り、「契約不適合」が生じた場合の工務店や住宅会社の責任は、今まで以上に重くなります。

工務店等のみなさんが知っておくべき**改正民法のポイントをまとめ、契約トラブルから身を守り、建て主との信頼関係を築く方策**を住宅トラブル対応の専門家がわかりやすく紹介します。

【内容】

（1）民法改正を学ぶことは取引ルールを学ぶことに繋がる

（2）瑕疵担保責任に関する改正のポイント

（3）民法改正が住宅業界に与える影響　　他

匠総合法律事務所　代表社員弁護士　秋野　卓生　先生

秋野　卓生　弁護士　プロフィール
匠総合法律事務所代表社員弁護士
住宅・建築・土木・設計・不動産に関する紛争処理に多く関わる。
2017 年度より慶應義塾大学法科大学院教員、2018 年度より慶応義塾大学法学部教授教員に就任。

■日程・場所

日時：**令和 2 年 2 月 19 日（水）**
10:00 ～ 11:30　（受付 9:30～）

場所：**「日本教育会館」**
7 階中会議室
（住所 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2）

◇ 交 通
・**右図参照**

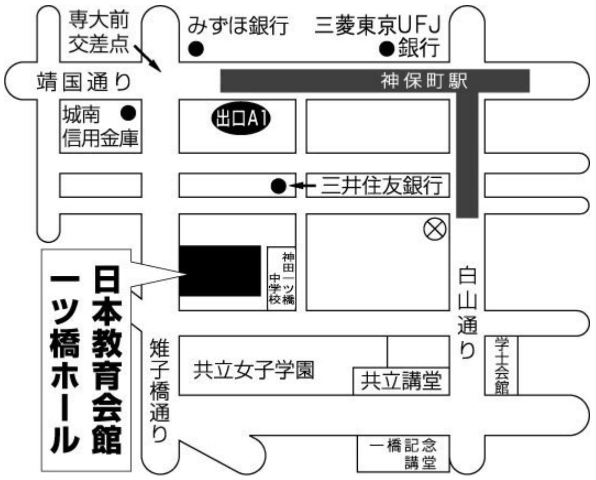

定員：**100 名**程度　／　受講料：**無料**

※当日は時間の都合上、質疑応答は設けておりませんのでご了承ください

〔参加のお申込みについて〕

以下の「参加申込書」にご記入の上、書記局　荒井までお申込みください。

◆ お申込・お問合せ先　：　**FAX　03－3689－3199**　　**TEL　03-3689-3191**

◆ お申込の締め切り　：　令和 2 年 **2** 月 **10** 日（月）まで

※開催通知は事前に送りませんので、お申し込み後、直接会場までお越しください。

参加申込書

所属団体(組合・支部) ....

氏　　名 ....

電話番号 ....